

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和4年9月6日(火) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 小泉 周司 副委員長 富山 豪
委員 關 守 委員 木野 広宣
委員 萩谷 俊行 委員 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 事務局長 渡邊 莊一
次長 横山 明子 次長補佐 大内 秀幸

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 企画部長 大森 信之
秘書広聴課長 海野 直人 秘書広聴課長補佐 鈴木 伸一
政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 宇佐美 智也
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 照沼 克美
総務課長 会沢 義範 総務課長補佐 小泉 友哉
管財課長 川崎 慶樹 管財課長補佐 稲田 政徳
税務課長 小林 正博 収納課長 秋山 雄一郎
収納課長補佐 植田 徹也 瓜連支所長 片野 弘道
市民生活部長兼危機管理監 玉川 一雄
防災課長 石井 宇史 防災課長補佐 桧山 和幸
市民協働課長 秋山 光広 市民協働課長補佐 平野 玉緒
市民課長 関 雄二 市民課長補佐 会沢 正志
環境課長 綿引 稔 環境課長補佐 荻津 厚緒
会計課長 茅根 政雄 会計課長補佐 高島 啓子
消防本部消防長 鈴木 将浩 消防本部消防次長 大谷 貞章
消防本部総務課長 小田部 茂生 消防本部総務課長補佐 寺門 薫
消防本部予防課長 小藺井 司
消防本部予防課副参事兼課長補佐 寺門 芳和
消防本部警防課長 後藤 健仁 消防本部警防課長補佐 寺門 弘文
消防本部参事兼東消防署長 元木 利光
消防本部西消防署長 堀江 正美

会議に付した事件

(1) 議案第42号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条

例の一部を改正する条例

- …原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第43号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
…原案のとおり認定すべきもの
- (5) 請願第2号 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、子供を含む被収容者の解放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願
…趣旨採択すべきもの
- (6) その他
- ・茨城県市議会議長会令和4年度第1回研修会について
 - ・調査事項について

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前9時59分)

委員長 おはようございます。

ちょっと悲しいニュースが飛び込んでまいりまして、本来この場にいるべき飛田総務部長がお亡くなりになられたということをお聞きしました。私個人としても、大変職員時代お世話になりましたし、議員としてもいろいろとご指導いただいていたところがございます。また、議会事務局におりましたので、議員それぞれが接点がありまして、お世話になってきたところだとは思いますが、職員の皆様におかれましても、要の部長を失って悲しみと喪失感、大きいものというふうに思いますが、飛田部長にしっかりやれと言われぬように、この9月の委員会も、私どもも含めて、しっかりと努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

では、始まる前に、委員長としまして一言申し上げます。

ご挨拶は今述べたとおりでございまして、とにかくしっかりとやっていきたいと思しますので、お願いいたします。

なお、本日は請願が1件ございます。本日、請願者の団体の方が午後1時に来庁し、請願の趣旨について説明することとなっておりますので、審議順を途中で中断することになるかと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒をお

願ひいたします。また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしく願ひいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、簡潔かつ明瞭に願ひいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするなど、ご配慮を願ひいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶を願ひいたします。

議長 改めて、皆さん、おはようございます。

今、小泉委員長からもお話ありましたけれども、飛田総務部長がお亡くなりになりました。誠に心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

今日は令和3年度の各会計の歳入歳出の認定がほとんどでございますが、スムーズなりにも慎重なご審議をいただければと思いますので、どうぞよろしく願ひしまして、簡単ですけれども挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶を願ひいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会にご出席、誠にお疲れさまでございます。

また、ただいま委員長、それから議長から飛田部長への温かいお言葉頂戴しました。我々執行部としましても本当に突然で、驚きで本当にいっぱいでございます。委員長からありましたように、飛田部長の分も含めて、執行部一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症関係につきまして、県のほうが全数把握の簡略化ということで、調査元の数が出なくなったものですから、市としましても市ごとの感染者数の発表は中止とさせていただいております。全般的に言うと、これまでの経過を見ると、東京都もそういう状況で、それに付随するという形で波が来ていますので、東京都の状況を見れば、このところ非常に下がってはいるんですが、とはいえ、職員間それから小中学校で新規陽性者数というのはまだまだ出ておまして、引き続き感染対策に留意しながら取り組んでいく必要があるかなというふうに感じております。

本日は、執行部のほうから議案4件を提出させていただいております。慎重なご審議のほど、どうぞよろしく願ひ申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、本委員会の会議事件は、別紙次第のとおりでございます。

これより議事に入ります。

議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第44号をご覧ください。

議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正になります。

事項、オンライン申請システム。期間、令和4年度から令和6年度まで。限度額、909万2,000円。

6ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正になります。

起債の目的、臨時財政対策債。補正後限度額、2億6,148万4,000円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

9ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税7億9,614万円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金8,085万3,000円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2億9,047万2,000円。2目民生費国庫補助金106万9,000円。3目衛生費国庫補助金5,303万3,000円。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金9万9,000円。2目民生費県補助金106万9,000円。4目農林水産業費県補助金14万4,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金6億9,151万8,000円の減。2目他会計繰入金2,279万5,000円。

10ページをお願いいたします。

2段目になります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金5億8,224万4,000円。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入237万1,000円。

22款市債、1項市債、9目臨時財政対策債3億3,464万5,000円の減。

11ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 6 万4,000円。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費572万円。このうち、社会保障・税番号制度対策事業504万9,000円になります。12目支所費691万7,000円。14目諸費1,220万8,000円。12ページをお願いいたします。

中段になります。

2 款総務費、2 項徴税费、1 目税務総務費548万7,000円。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費508万円。

13ページをお願いいたします。

中段になります。

2 款総務費、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費50万円。5 目那珂市長選挙費 4 万9,000円。6 目那珂市議会議員補欠選挙費 3 万5,000円。

15ページをお願いいたします。

下段になります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費626万7,000円。

17ページをお願いいたします。

3 段目になります。

8 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費53万4,000円。

20ページをお願いいたします。

12款諸支出金、2 項土地開発基金繰出金、1 目土地開発基金繰出金257万1,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑に入る前に、前回同様、各課から提出されております補正内容について、簡単に結構ですので、説明をお願いいたします。その後、一括して質疑を行いたいと思います。ただ、この中で人件費あると思います。職員人件費については職員の増減によるものだと思いますので、これは説明していただかなくても結構でございます。

では、補正予算のページに沿って、早い課の順番からご説明をお願いいたします。

総務課長 11ページをご覧いただきたいと思います。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費。議会運営費 6 万4,000円の補正額でございます。

こちらは、議場及び全員協議会室の無停電装置修繕における原材料の高騰による増となっております。

以上です。

管財課長 同じく11ページになります。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、社会保障・税番号制度対策事業になります。

内容につきましては、自治体DX計画における行政手続のオンライン化について、特に国民の利便性に資する手続のうち26手続、子育て関係の15手続、介護関係の11手続に

ついて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン申請を可能とするシステムを導入するものです。

以上です。

税務課長 同じく11ページ、下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、市税等過誤納還付金についてご説明いたします。

税目は、法人市民税になります。法人市民税の制度として、前年度確定税額の2分の1を翌年度の予定納税として納付することとなっております。今回、1社から法人市民税の確定申告の提出がありましたが、本税で1,121万円還付することになりました。予算に不足が生じたので、今回補正とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

防災課長 防災課になります。

同じく11ページの最下段になります。

14目諸費の防犯事業です。内容といたしましては、防犯カメラを設置するための委託料の不足と、その設置する防犯カメラの電気料になります。

以上でございます。お願いします。

市民課長 市民課です。よろしくお願いたします。

12ページ、下段になります。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費508万円の補正額です。補正の内容になりますが、マイナンバーカードの受付体制を強化するための経費です。会計年度職員4人の人件費及び出張申請受付に必要な経費を計上してマイナンバーカードの受付体制を強化するものです。

以上です。

総務課長 13ページの3段目をご覧ください。

2款総務費、4項選挙費、5目那珂市長選挙費。補正額は4万9,000円になっております。こちらにつきましては、選挙公営の単価の上昇によりまして、不足分を補正するものでございます。

続きまして、その下の段、6目那珂市議会議員補欠選挙費。こちら、補正額3万5,000円。こちらにつきましても、選挙公営の単価の見直しによりまして、不足分を補正するものでございます。

以上です。

市民課長 予算書15ページ、下段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費。補正額626万7,000円でございます。補正の内容でございますが、式場での感染予防、密を避ける対策として大、小、式場の固定式ベンチを1人がけ椅子に入れ替えるための経費でございます。購入備品につきま

しては、1人がけ椅子230脚、専用台車23台、運搬用籠2台でございます。

以上です。

防災課長 17ページをご覧ください。

中ほどになります。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、防災無線管理事業53万4,000円になります。

こちらにつきましては、防災行政無線の無線局の免許を更新するものとなります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

財政課長 20ページをご覧ください。

土地開発基金繰出金257万1,000円になります。こちらは、令和元年の第4回定例会において土木課からご説明しております平野台住宅団地内の未登記の市有地の所有権移転登記の件に関する訴訟の件につきまして、今年無事終結いたしまして、市の土地という形に登記がされることになりました。当該の訴訟費用等については土地開発基金のほうで対応しておりましたので、額の確定により、その分を一般会計から補填するというものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

關委員 マイナンバーカード、各、どこでもやっていると思うんですけども、那珂市は今現在普及率というか、どのぐらいの%なのでしょう。

市民課長 那珂市の普及率、交付率でございますが、40.8%でございます。

關委員 それは、他の市町村と比べるとどうなのでしょう、いいほうなのか悪いほうなのか、普通なのか。

市民課長 茨城県の平均でございますが、40.5%、全国平均にしますと47.2%、そこから比較しまして、下回っている状況でございます。

關委員 最後に一つ……。

市民課長 県平均が、先ほど40.5%と申し上げましたが、45%でございます。

關委員 今後、PRって主にどういうことをやっていくんでしょうか。

市民課長 今後の取組としましては、市内にある事業所、あと高校、学校関係、あと図書館まつりなどイベントの開催、あとは家族や友人、小規模なグループに対しても出向いて申請受付を行うなどの申請機会の拡大をしてみたいと考えています。

委員長 そのほかございませんか。

君嶋委員 11ページで、ちょっとお伺いしたいのは、防犯事業。防犯カメラ設置で19万9,000円。この事業って、委託料でしょうけれども、何台設置する予定なのでしょう。

防災課長 防災課になります。

今回設置する台数につきましては、2台を予定しております。場所につきましては、南酒出駅周辺、あと国道349号線バイパスの中台交差点付近の2か所を予定しております。

以上でございます。

君嶋委員 分かりました。

では、続いて13ページ、選挙費。ここで補正が、市長選と市議選のこの違いは何が違うのか、ちょっと説明お願いしたいと思います。

総務課長 今回の補正なんですけれども、議案第42号で選挙公営の単価の見直しのほうを上程しているところがございます。そちらにおきまして、今回の単価の見直しは自動車の借入れ、燃料供給、またビラの作成費、あとポスターの作成費となっております。自動車借上げ、燃料供給、ポスターにつきましては枚数が市長選挙と補欠選挙は同じなんですけれども、ビラの枚数につきまして限度の枚数が違いますので、そちらのほうで若干金額が変わってくるということでございます。

以上です。

君嶋委員 そうすると、市長選と選挙の公費としてかかる金額ですね。そちらのほうで理解してよろしいということですね。

総務課長 こちらは公費負担になる金額でございます。

君嶋委員 分かりました。

委員長 そのほかございませんか。

木野委員 17ページなんですけれども、防災無線の管理事業ということで先ほど説明されましたけれども、毎年どれぐらいつくられているのか、何台ぐらい要請があるのか教えていただけますか。

防災課長 戸別受信機ということかと思うところなんですけど、今のところ、設置数としては78.35%ということで、ちょっと年間は申し訳ないですが、今数字としては持っていないんですけれども、1万8,781台を配付している状況でございます。

以上でございます。

木野委員 前、アナログからデジタルに変わったと思うんですけれども、もう大体デジタルに変更はされていますか。

防災課長 転入者等につきましては、皆さんに配付をするということでお話はさせていただいているところですが、希望者ということになりますので、本人の選択ということで、希望する方には必ずお配りしている状況でございます。

以上でございます。

委員長 今の質問は、デジタルへの更新は100%済んでいますかということです。

防災課長 失礼しました。

デジタル化のほうは100%済んでいる状況でございます。失礼しました。

委員長 そのほかございませんか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いします。

休憩(午前10時25分)

再開(午前10時27分)

委員長 再開いたします。

委員の皆様申し上げます。

ここからは担当課ごとに所管の議案等の審議を行います。また、今回は決算の審議がございます。そのため、決算の質疑については説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結します。決算認定についての討論及び採決は全ての該当項目への質疑が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。

説明の際は、必ず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから、簡潔かつ明瞭に説明をしてください。決算の説明については、不用額など特に説明が必要なものについては、その説明を願います。

それでは、順次審議を行います。

まず、消防本部が出席しております。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いします。

消防本部総務課長 消防本部総務課長の小田部です。ほか8名が出席をしています。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。消防本部所管分についてご説明をいたします。

決算書の182ページをお開きください。なお、決算主要施策調書につきましては149ページから155ページまでが消防本部所管事業となっております。

款、項、目、支出済額の順にご説明をいたします。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費8億8,811万2,431円。不用額のうち主なものは、8節旅費111万2,720円です。理由としては、常備消防総務管理事業の旅費が主な不用額でございます。その他、記載のとおりでございます。

186ページをお開きください。

非常備消防費についてご説明いたします。

2目非常備消防費3,396万224円。不用額のうち主なものは、8節旅費125万9,000円です。理由としては、災害の減少に伴い、出場経費の費用弁償が主な不用額でございます。その他、記載のとおりでございます。

同ページ、下段になります。

消防施設費についてご説明いたします。

3目消防施設費7,020万5,911円。14節工事請負費、決算主要施策調書152ページに記載されております消防本部庁舎改修事業において、国道118号線拡幅工事に伴い、西消防署敷地舗装、出動灯設置、外構工事を行っております。

次のページをお開きください。

17節備品購入費、決算主要施策調書153ページに記載されております消防団車両整備事業において、24年が経過した第8分団第1部瓜連古徳地区の消防ポンプ自動車を購入、更新しております。

同ページ、中段になります。

決算主要施策調書154ページに記載されております。新規事業としては、消防施設感染症対策事業。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、東西署に感染対策を実施するため、消防署仮眠室レールカーテンを設置しております。その他、記載のとおりでございます。

同ページ下段になります。

水防費についてご説明いたします。

4目水防費5万9,790円。その他、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

すみません、私から1つ。

主要施策調書の150ページ、AED整備普及促進事業というのがございますけれども、昨年ちょっと私お願いしたんですが、コロナ禍で非常に講習会というものの開催が難しい状況かなというふうに思います。ただ、救急救命なんかは更新が必要だと思いますんで、やはりしっかりとした機会をつくっていくというのも大事だと思うんですが、その辺り、何かコロナ禍の中でも開催できるような状況というのをどのように考えていら

っしゃるのか、お聞きしたいと思います。

消防本部警防課長 お答えいたします。

現在、救命講習会の受付を多く受け付けてございます。その中で、現在はeラーニング等を活用して講習会を実施しているのが現状でございます。学校におきましては、タブレット等も配付されておりますので、そちらで知識等は習得できるかと。実技はできないかと思っておりますけれども、知識は習得できるかと思っております。当消防本部としましては、講習会、現在延期等を話しております、総務省消防庁のほうではコロナ禍でも安心できるオンライン講習というのがあるんですが、そちらのほうは修了証が発行できないために、そちらのほうもうちらのほうでは進めていっておる次第であります、今後も模索しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

委員長 分かりました。非常に、コロナ禍の中で、実技がある講習会ですから大変だと思いますが、ただ、更新時期を迎える方がどんどん切れていっちゃうというようなことがないように、対応のほうだけお願いをしたいと思っております。

そのほか質疑。

副委員長 消防団車両整備事業。これ、8分団の1、私の消防団の分団にポンプ車を入れていただきましたこと、まずありがとうございます。あと、この件に関してなんですが、消防団の車両の更新というのは何年ぐらいをめぐりに行っている事業なのか、伺います。

消防本部警防課長 お答えいたします。

消防団車両整備計画に基づいて、24年を計画の中に入れていまして、その年度で更新予定を考えております。

副委員長 これは、そうすると毎年24年を超える車が1台か、もしくは2台とか発生していったら、順次更新していくと。そうすると、ずっと、今何分団あるんですけど、8分団で、車両数を、そうするとずっと続いていくというわけですね。

消防本部警防課長 車両におきまして、24車両でございます。その中で、整備計画の中で1分団にポンプ車1台、残りの車両はポンプ積載車ということで、今後財政負担もかかることを考えまして、計画に入れてございます。

以上になります。

副委員長 そうすると、24年ということで、毎年どこぞの分団で車両更新が行われるということと理解いたします。

委員長 そのほかございませんか。

君嶋委員 1点、ちょっと教えていただきたいんですけども、消防のホースって、これ寿命的に何年ぐらいが寿命と見ているのかなと思うんですけども、ちょっとその辺お願いします。

消防本部警防課長 お答えいたします。

基本、耐用年数は7年から8年とされております。

君嶋委員 7年から8年がホースの寿命ということでしょうけれども、その中で、火災が起きたときによく見かける、那珂市じゃないですよ、近隣の市町村で2回今年になって火災に遭遇したときに、ホースがみんな穴が開いていて噴水状態のような形で、大分地域の方からの不満があったんですが、そういう点検というのは実際行っているのか、お伺いしたいと思います。

消防本部警防課長 ホースの点検は行っております。

君嶋委員 できれば、そういう火災のときにそういうのも、ないとは思いますが、寿命も7年から8年ということはあるかと思うんですけれども、少し早めに更新できるような体制を取っていただければと私は思うんで、予算というのも、決められた予算の中で購入するのも大変かと思うんですけれども、いざ、やはり市民の生命、財産守るときに必要なものについてはどんどん上げたほうがよろしいかと私は思います。

以上です。

委員長 そのほかございませんか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

以上で消防本部所管の審議を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時40分）

委員長 では、再開いたします。

財政課が出席しました。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、歳入の所管部分について、一括して説明をお願いします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

申し訳ありません。説明に入らせていただく前に資料の修正のご報告がございますので、決算に係る附属資料として提出しております令和3年度的那珂市決算説明資料のほうをご覧いただければと思うんですけれども、こちらのほう、一部に誤りがあったということで、総務課を通じて資料のほうは差し替えさせていただいております。修正箇所については、決算説明資料の11ページをご覧いただければと思うんですけれども、第5表の一般会計歳出目的別決算額の推移の表になります。

表の一番右側に記載しております令和3年度の伸び率の数字が誤っておりましたので、正しいものに改めさせていただきました。大変申し訳ございません。修正部分の報告は

以上になります。

それでは、決算書の16ページをお願いいたします。

款、項、収入済額の順にご説明いたします。

一番下になります。

2 款地方譲与税、18ページをお願いいたします。1 項地方揮発油譲与税7,105万1,000円。2 項自動車重量譲与税2億314万8,000円。3 項森林環境譲与税699万4,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金405万9,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金3,870万9,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金4,610万9,000円。

20ページをお願いいたします。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金5,709万3,000円。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金11億8,893万5,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金157万8,664円。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金2,416万4,000円。

22ページをお願いいたします。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金6,596万円。2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金4,921万6,000円。

11 款地方交付税、1 項地方交付税45億4,647万9,000円。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金585万4,000円。

24ページをお願いいたします。

13 款分担金及び負担金、1 項負担金2億4,058万1,709円。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料1億1,247万91円。28ページをお願いいたします。2 項手数料3,246万7,490円。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金26億2,441万7,350円。32ページをお願いいたします。2 項国庫補助金25億1,164万4,296円。38ページをお願いいたします。3 項委託金1,785万3,103円。

16 款県支出金、1 項県負担金10億1,322万7,391円。40ページをお願いいたします。2 項県補助金14億8,613万749円。48ページをお願いいたします。3 項委託金1億3,014万2,748円。

50ページをお願いいたします。

17 款財産収入、1 項財産運用収入1,012万4,012円。2 項財産売払収入1億4,779万5,120円。

52ページをお願いいたします。

18 款寄附金、1 項寄附金7,089万9,872円。

19 款繰入金、1 項繰入金1,516万3,990円。

54ページをお願いいたします。

20款繰越金、1項繰越金9億4,410万6,862円。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料1,426万709円。2項市預金利子3万3,065円。

3項貸付金元利収入1,465万6,831円。56ページをお願いいたします。4項雑入5億765万7,253円。

60ページをお願いいたします。

22款市債、1項市債15億7,926万5,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて、歳出の所管部分で、2款総務費について、説明をお願いいたします。

財政課長 決算書74ページをご覧ください。

款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費1,244万3,094円。96ページをお願いいたします。一番下をご覧ください。13目財政調整基金費5億1,760万1,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、続いて11款公債費、12款諸支出金、13款予備費について、説明をお願いいたします。

財政課長 決算書242ページをお願いいたします。

中ほどをご覧ください。

11款公債費、1項公債費、1目元金19億7,483万977円。2目利子5,773万4,260円。3目公債諸費ゼロ円。

12款諸支出金、2項土地開発基金繰出金、1目土地開発基金繰出金ゼロ円。

244ページをお願いいたします。

13款予備費、1項予備費、1目予備費ゼロ円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前10時52分）

再開（午前10時53分）

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席しました。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いします。

秘書広聴課長 秘書広聴課長の海野でございます。ほか4名の職員が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

秘書広聴課の所管事業としましては、決算書の71ページ、秘書広聴事務費から73ページのシティプロモーション推進事業まで、こちら及びページ飛びまして、169ページ下段でございます消費者行政推進事業、以上になります。なお、決算主要施策調書につきましては6ページになってございます。よろしくお願いたします。

それでは、決算書の70、71ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書広報広聴費でございます。支出済額2,168万3,703円、不用額449万1,297円でございます。こちらの主な不用額につきましては、8節の旅費及び9節の交際費となっております。

まず、8節の旅費でございますが、不用額107万7,840円でございます。こちらは主に秘書広聴事務費とシティプロモーション推進事業によるものでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響により各種会議やイベント等が中止になり、不参加となったものということでございます。9節の交際費、不用額77万8,608円、こちらでございますが、こちらは秘書広聴事務費の市長交際費の残によるものでございます。市長交際費から支出すべき各種団体への総会や懇談会などの会合が、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったものでございます。

続きまして、決算書の169ページ、下段をご覧ください。

6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費でございます。支出済額45万7,605円、不用額55万6,395円でございます。こちらの不用額の主なものとしましては、10節の需要費となっております。こちらにつきましては、消費者行政の啓発活動としまして例年秋に開催してございました産業祭、こちらに合わせて行っておりました消費生活展、場所は中央公民館で行ってございましたが、こういったものや、市内スーパー店頭において行っておりました街頭啓発活動、こちらもやはり新型コロナウイルス感染症の影響によりまして中止となったことによります影響が出てございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいですか、質疑ございませんか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前10時58分）

再開（午前10時59分）

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、さっそく説明に入りたいと思います。

歳入歳出決算書の76ページ、77ページをお開き願います。なお、決算主要施策調書につきましては8ページから12ページまでが政策企画課の所管事業となっております。

それでは、款、項、目、支出済額の順にご説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、支出済額4億7,543万942円でございます。この企画費のうち政策企画課が所管する事業についてご説明をいたします。

まず、77ページでは、下から3つ目の企画事務費3万9,321円、その下の広域連携事業13万4,000円で、県央地域首長懇話会や県央地域定住自立圏連携事業などにおける負担金でございます。

続きまして、81ページに飛びます。

下から3つ目のまち・ひと・しごと創生総合戦略管理事業12万6,100円。総合戦略の評価検証や進行管理を行うもので、その下のいい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業、こちらの3,200万円は、市内に新たに住宅を取得する子育て世帯の方に対しまして、費用の一部を助成するというものでございます。この事業では、転入、転居ともに当初の見込みを大幅に増加いたしまして、800万円の増額補正をしております。

このページの一番下のいい那珂暮らし促進事業1,880万750円につきましては、移住パンフレットの作成やサテライトオフィスの誘致、移住交流体験、ポータルサイトの運営などの経費となっております。この事業では、東京圏から移住して特定の企業に就職などした場合や、またテレワークによる移住者に対しまして移住支援金など交付する準

備をしていたところですが、対象となる世帯や個人がいらっしやらなかったこと、また市内の不動産事業者などが持つ物件を紹介しましてマッチングをいたします住まいづくりフェア、こちらがコロナ禍の影響を受けまして中止せざるを得なかったということもありまして、負担金補助及び交付金で670万円の不用額が生じてございます。

次の83ページでございます。

上から2つ目のいい那珂サイクルプロジェクト推進事業143万5,169円につきましては、サイクルサポートステーションに配備した自転車ラックや空気入れなどの備品、市独自の自転車イベントの運営に関する費用などとなっております。

その下のいい那珂協力隊推進事業1,863万4,000円。こちらは、現在各プロジェクトで活躍をしていただいております地域おこし協力隊3人分の活動を運営支援する委託費となっております。

その下のいい那珂パートナー連携事業5万7,944円は、産官学連携を推進するための必要経費となっております。

次に、下から2つ目のプレミアム付商品券発行事業1億2,035万1,832円でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内経済を回復させるために、令和2年度に続きましてプレミアム付商品券を発行し、市民の消費活動を喚起して市内経済の活性化を図ることを目的として実施したものでございます。

続いて、少し飛びまして、98ページ、99ページをお開き願います。

14目諸費、支出済額5,996万4,013円でございます。このうち、ふるさと寄付金「ふるさとの便り」事業3,013万8,918円が政策企画課の所管事業でございまして、こちらは、ふるさと納税の寄附者への謝礼品である報償費や受付窓口となる申込サイトの運営に係る手数料、使用料などの経費となっております。なお、令和3年度的那珂市へのふるさと納税につきましては2,965件で、6,088万7,000円の寄附を受入れてございます。

続いて、少し飛びまして、108ページ、109ページをお開き願います。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費、支出済額663万2,179円でございます。続いて、同じページの中ほどにあります、2目各種統計調査費、支出済額176万5,937円でございます。令和3年度には、毎年実施の学校基本調査、毎月実施の常住人口調査、5年に1度の経済センサス活動調査の3つの統計調査がございましたが、これらの統計調査に係る経費となっております。

次に、162ページ、163ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、支出済額1億3,672万5,203円でございます。このうち政策企画課所管事業は、163ページの一番下にあります企業立地促進事業の49万円でございまして、企業誘致アンケート調査委託、また県の工業団地企業立地推進協議会への負担金などの経費でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

すみません、私から1つお願いします。

先ほど新型コロナウイルス感染症等で開催できないものがあって不用額が大きかったものがございますが、新型コロナウイルス感染症等も含めて、今東京からこちらに移住を目指していくという方向性について、これまでも私何度か、その辺りターゲットを変えてもいいんじゃないかというお話をさせていただいていますが、その辺り、この1年間の決算を受けて成果、それからその辺り、ターゲット等どのように考えているか。その辺り、ちょっとご説明願えますでしょうか。

政策企画課長 まず、数字としましては住宅取得助成制度の部分で、今年は210件という数字が出ております。その中で、昨年度が184件の実績があったところなんですけれども、そこで30件近く増加しているということがまず住宅の環境、状況としましては一つ言えるかなと思います。その中で、社会動態数、こちらに目を向けてみますと、令和2年度が99人の増、令和3年度が202人の増ということで、人口動態で言いますと社会動態は増加傾向にあるということが今那珂市の現状ということで捉えております。

その中で、やはりどこから転入してくる方が多いのかということで考えますと、実態としましては、110件転入した件数があるんですけれども、その中で、水戸市からが31件、ひたちなか市からが28件、それと常陸太田市から14件、常陸大宮市が9件、日立市が8件、東海村が2件ということで、隣接している市町村からの転入が83.63%という数字になっております。逆に、県外からといいますと実績としましては3件ということで、現実的には首都圏から移住してくる方を狙っていくというよりはこの近隣でということが、人の取り合いみたいになってしまうかもしれませんけれども、そういった状況にあるというのが数字的に表れているのかなというふうに考えております。そういったところから、近隣に対してPRをしていくということも一つ重要なターゲットということになると同時に、やはり首都圏からの移住、定住という部分も、そのままにしておくというわけではなくて、那珂市の認知度を上げて、いろいろなセミナーに参加をしまして、那珂市をどんどん知っていただいて移住、定住につなげていくという取組も引き続いて実施していきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

委員長 予算が限られていますので、ターゲット層をしっかりと、そこに重点的に政策を行っていくということも一つかなと思います。ただ、東京からこちらにというところの政策に対して多分国からお金が出ていると思いますので、その辺を切って全部一財で市町村からということは決して言っているつもりはないですけれども、その辺、バランス見ながらやっていただきたいと思いますし、何せ政策企画課の政策というものは成果が大

事だと思えます。その辺りでいいますと、このいい那珂協力隊推進事業についても、前は国から出ていたんじゃないかと、今は全部一財なんですよね。

政策企画課長 地域おこし協力隊の費用につきましては、特別交付税ということで交付になっております。

委員長 それで、ここでは一般財源という形になっちゃうんですね、分かりました。

この辺りの成果ってどうですか。すごく、主要施策調書的にはこういう書き方されていましてけれども、やはり成果というものを見ないと、決算のときに僕らこの事業評価ができないと思うんです。これは政策企画課だけじゃなくて、本来はそういったものをしっかりと示していただかないと、なかなか評価というものはできないと思うんです。使った金額がどうこうよりも成果がどうなんだというところがちょっと見えないんですが、例えば、先ほど言っていたいい那珂協力隊については今のところどういう成果が、なかなか数字的なものでは難しいところだと思いますが、効果があるのかないのかも含めて、ちょっとご説明願ってよろしいですか。

政策企画課長 令和3年度につきましては、3人の方のご活躍をいただいたということで、まずアグリビジネス活性化プロジェクトでございますが、こちらは入江さんという方、この3月で退任をされて、4月からはいらっしゃらないということにはなっておるんですけども、昨年度の実績としましては、例えば京成ホテルでアグリでランチというイベントを行ったりですとかトマトジャムのサポート、それとインスタグラムの講座、あと代表的な例としましてはいい那珂マルシェというものがあろうかと思えますけれども、コロナ禍の中であっても那珂市産の野菜を皆さんに召し上がっていただくというような取組を行っていたりとか、あともう一人、パークビジネス活性化プロジェクト、静峰ふるさと公園のほうは八子さんという方のご活躍をいただいておりますけれども、トランポリンであったりとかバルーンイベント、あおぞらクローゼット、子供服の交換会ですね、そういったものであったりとか、しずみんという情報誌、その発行であったり、ナイトシネマなど、目に見える形で八子さんのほうについては静峰ふるさと公園の活性化に寄与できているのかなというふうに思っております。

また、もう一人、昨年、令和3年度から支倉さんというコミュニティマネージャー育成プロジェクトを担当している方がいらっしゃいますが、今代表的なところとしましては、小商い寺子屋ということで、起業、事業を起こす側の支援などを中心に行っていただいております、静峰のイベントのカフェのお手伝いであったりとか、あとは市内でのカフェオープンの支援であったりとかということで、それぞれが実績をもってご活躍をいただいております、市にとっても大変有効な人材であるというふうに私どもとしては考えているところでございます。

委員長 分かりました。ありがとうございます。

そのほかございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いしますが、再開を11時25分といたします。ありがとうございました。

休憩（午前11時14分）

再開（午前11時25分）

委員長 再開いたします。

総務課と瓜連支所が出席しております。

議案第42号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

総務課長 総務課の会沢です。ほか4名の職員並びに瓜連支所長、ほか1名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第42号をご覧ください。

議案第42号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年8月30日提出、那珂市長。

提案理由です。公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に施行され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、市の選挙においてもそれらの限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

2ページが改正本文、3ページから6ページが新旧対照表でございます。

7ページをお開き願います。

改正の概要でございます。

本則の第4条第2号につきましては、一般運送契約以外の契約である場合の自動車の1日当たりの使用費用の公費負担の限度額を、自動車借入れを現行1万5,800円から1万6,100円、燃料供給が現行7,560円を7,700円に引き上げるものです。

第7条、第9条におきましては、それぞれ選挙運動用ビラやポスターの公費負担の単価の引上げ。第10条第2号におきまして、選挙運動用ビラの公費負担の限度額として、1枚当たり現行7円51銭を7円73銭に引上げます。第10条第3号において、選挙運動用ポスターの公費負担の限度額としまして、1枚当たり現行526円を541円31銭に引上げ、作成単価に作成枚数を乗じて得た金額の1円未満の端数を切り上げる規定を追加するもの

です。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいですかね。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

総務課長 それでは、議案第43号をご覧ください。

議案第43号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年8月30日提出、那珂市長。

提案理由です。令和3年度に人事院が表明しました国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を受けまして、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置である育児休業の取得回数制限の緩和等が令和4年10月から実施されます。このことを受けまして、国家公務員との均衡を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

2ページから4ページが改正本文、5ページから12ページが新旧対照表でございます。13ページに改正の概要がございます。

13ページをご覧くださいと思います。

今回の改正につきましては、大きく3つの改正となっております。

まず、1つ目としまして、育児休業の取得回数制限の緩和です。これは、職員が育児休

業を取得する場合、現行1回であったものを原則2回まで取得可能とするものです。あわせて、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで取得可能とし、育児休業の請求期限を現行1か月前であったものを2週間前までに短縮するものでございます。

2つ目としまして、会計年度任用職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和です。これまで、会計年度任用職員が出生後8週間以内の育児休業を取得する際、子が1歳6か月に到達する日までに任期満了や引き続いての任用をしないことが明らかでないこと等の要件がありました。今回の改正でその期間が子の出生日から8週間の末日から6月を経過する日と改正され、期間を緩和するものです。

3つ目としまして、会計年度任用職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化です。会計年度任用職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月に到達日とする要件につきまして、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものです。

附則としまして、この条例は令和4年10月1日から施行し、条例施行前に育児休業等計画書を提出した職員につきましては、従前の例によるものとするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 これ、改正前と改正後、改正された後のほうがよりよいいものになっているんですが、使っている方って、職員でちゃんとおられますか。

総務課長 こちらの改正につきましては10月1日施行となっておりますが、昨年まで、例えば男性職員の育児休業、こちらのほうは2名の職員が取得をしているところです。あと、女性職員につきましては産前産後育児休暇、こちらのほうの取得はしていただいているものと考えております。

以上です。

副委員長 使いやすい環境を、そういう雰囲気をつくっていただきたいなと思います。よろしくよろしくお願いいたします。

委員長 そのほか質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

副委員長 すみません、あともう一つ、この期間って職員さん、会計年度任用職員さんも含めて、お給料のほうはどのようになっているんですか。

総務課長 有給となっております。

委員長 そのほか質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、一般会計の所管部分について、1款議会費について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、決算書の64ページをお開き願います。決算主要施策調書は118ページになります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、支出済額1億9,769万9,010円。不用額のうち、8節の旅費284万250円につきましては、コロナ禍の影響で委員会の視察等がなくなったことによるものでございます。12節の委託料につきましては、会議録作成の実績による残となります。18節の負担金補助及び交付金につきましては、主に政務活動費の精算による残でございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 では、続いて総務課と瓜連支所の所管を一括して説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、総務課所管分についてご説明いたします。

決算書の66ページをお開き願います。決算主要施策調書は、13ページから18ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費11億1,106万5,527円。不用額の2,058万3,473円ですが、主なものとしましては職員手当等、それに共済費、旅費等の残となっております。

続きまして、76ページをお開き願います。決算主要施策調書は、16ページになります。

6目企画費4億7,543万942円。そのうち、総務課の所管となる事業は、79ページをご覧いただきたいと思っております。上から3番目の行政改革推進事業でございます。主に行財政改革懇談会の委員謝礼並びに市民アンケート2,000通の郵送料でございます。続きまして、98ページをお開き願います。14目諸費5,996万4,013円。そのうち、総務課の所管となる事業は諸費事務費及びその下の自衛官募集事業が総務課の所管となっております。

続きまして、同じページの下段になります。

2項徴税費、1目税務総務費1億8,171万6,193円。そのうち、総務課の所管となる事業は、101ページをご覧ください。上から2番目の固定資産評価審査委員会設置事業でございます。

続きまして、104ページをお開き願います。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費916万7,020円。こちらは、職員人件費に加え選挙管理委員会の委員報酬や事務費等でございます。同じページになります。2目選挙啓発費18万9,926円。こちらは、選挙の啓発物品や選挙啓発ポスターの出品者記念品となっております。

続きまして、106ページをお開きください。

3目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費2,050万2,383円。その下になります。4目茨城県知事選挙費1,903万8,804円。こちらにつきましては、両選挙を実施した費用となっております。

続きまして、108ページをお開き願います。こちらは監査委員会の決算になります。

6項監査委員費、1目監査委員費963万2,900円。職員人件費並びに監査委員報酬が主な支出となっております。

一般会計における総務課の所管事業は以上となります。よろしく願いいたします。

瓜連支所長 瓜連支所管轄分についてご説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、12目支所費、支出済額7,215万3,120円。

委員長 すみません、何ページか。

瓜連支所長 失礼いたしました。96ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、12目支所費、支出済額7,215万3,129円でございます。

こちらは、主に瓜連支所の維持管理費及び駐車場の整備費になっております。不用額のうち、主なものにつきましては、需用費の光熱水費102万2,329円となっております。

以上でございます。

総務課長 大変申し訳ありません。

先ほど議案第43号のご質問に対する答弁なんですが、修正をお願いしたいんですけども、育児休業につきまして、有給というようにご答弁をさせていただいたところなんですけれども、産前産後につきましては有給なんですけれども、その後の育児休業については無給となっております。申し訳ありませんでした。修正のほう、お願いいたします。

委員長 分かりました。

では、ここまでの説明に関しまして、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 14ページの職員の研修とありますけれども、これ何回か、5回ぐらいに分かれて

いますけれども、こういった内容の研修をされるのでしょうか。具体的に教えていただけますか。

総務課長 研修につきましては様々実施しているところがございますけれども、まず新規採用職員、入って1年目です。そちらのほうの研修。また、内部の研修としましてですけれども、初級職員、入って3年目の職員、また2部としまして入って7年目の職員、また昨年は新たにSDGsに関する研修、また管理職指導力向上の研修、あわせてハラスメントの研修を新規で始めたところがございます。そのほかにも、人事評価に関する研修や、また外部に派遣しての研修、自治研修所やアカデミーの研修、そういったものを実施しております。そのほかにも、実地研修としまして茨城大学やそういったところに職員を派遣したり、グロービス、そういったところにも参加していただくように、研修のほうは各種実施しているところです。

以上です。

木野委員 1部の方は3年、2部の方が7年と言いますが、人数的にはどれぐらいの方がいらっしゃるのでしょうか。

総務課長 令和3年度の例で申し上げますと、まず第1部過程としまして3年目の職員が11名参加しております。第2部過程としまして、7年目の職員は17名参加しております。

以上です。

委員長 そのほかよろしいでしょうか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いします。

総務課長 公平委員会のほう。

委員長 では、続きまして公平委員会の特別会計の決算についてご説明お願いいたします。

総務課長 決算書の350ページをお開きください。

歳入の部でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金、収入済額9万7,350円。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、収入済額65万3,973円。

3 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子、収入済額ゼロ円でございます。

続きまして、歳出の部でございます。

決算書の352ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、支出済額6万2,818円。主に公平委員会委員の報酬です。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、支出済額ゼロ円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

公平委員会に関するところですね、特別会計。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいですかね。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時48分）

再開（午前11時49分）

委員長 再開いたします。

管財課が出席しております。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

管財課長 管財課長の川崎です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、款、項、目、支出済額の順に説明させていただきます。

決算書につきましては、74ページをお開きください。決算主要施策調書につきましては、19ページから25ページまでが管財課所管の事業となります。

それでは、中段になります。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、支出済額2億3,442万2,026円。主な不用額としましては、売却しました上菅谷駅前北側市有地の汚染土壌の処分業務委託、こちらの請負差金によるものです。

続きまして、決算書の76ページをお願いします。下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、支出済額4億7,543万942円。このうち7事業が管財課所管でございます。下段にあります高度情報化推進事業1,083万2,385円。次のページをお願いします。上段になります。業務系システム管理事業1億387万4,548円。その次の職員技能向上及びセキュリティ研修事業2万2,056円。1つ飛ばしまして、その下の情報系システム管理事業9,639万8,363円。次のページをお願いします。中段になります。社会保障税番号制度対策事業724万4,100円。次のページをお願いします。下段になります。業務継続ICT環境整備事業124万6,300円。次のページをお願いします。上段になります。キャッシュレス決済導入事業974万4,480円。以上が管財課所管の事業となります。主な事業内容としましては、庁内のコンピューター関連の維持管理費に要した費用になります。

続きまして、決算書180ページをお願いします。下段になります。

7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費、支出済額4,939万1,282円。主な不用額と

しましては、市営住宅長寿命化事業の設計業務委託及び改修工事、こちらの請負差金になっております。

続きまして、決算書242ページをお願いします。下段になります。

12款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、支出済額はゼロ円になります。こちらにつきましては、令和3年度について、普通財産の取得がなかったため支出はありません。

説明は以上になります。よろしくをお願いします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。いかがでしょうか、質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を午後1時からとします。午後の審議については、請願第2号から始めます。お疲れさまでした。

休憩（午前11時59分）

再開（午後1時00分）

委員長 再開いたします。

請願第2号 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、子供を含む被収容者の解放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願について審議を行います。

では、最初に事務局に請願書を朗読させます。

次長補佐 それでは、請願の趣旨について提出のあったものを朗読いたします。

新疆ウイグル自治区で大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを、国際社会は深く憂慮している。中国の新疆ウイグル自治区のウイグル人やカザフスタン人などテュルク系住民の多くが国家によって強制労働を強いられている。これは人道に対する罪に相当する。

中国は、2017年以来、同自治区のテュルク系住民の宗教、文化、言語を消滅させるために手段を選ばない対応を取ってきた。国家ぐるみの強制不妊手術による出生率の抑制、臓器売買も浮き彫りとなっている。今年5月に日米欧のメディア連合から新疆公安ファイルが公表され、ウイグル人はじめテュルク系民族へのジェノサイドの生々しい実態が改めて示され、当局の常軌を逸した手口が明らかとなった。新疆公安ファイルには、収容施設の内部写真や2万人超の収容者リスト、写真などが流出している。その中には父親を捜すため日本在住を切り上げ、2019年自治区に戻った後、収容され翌年死亡したウイグル人女性の名前もあり、中国名や住所、身分証の番号などの個人情報が記載されて

いた。中国に戻った場合には再出国させないようにする指示も明記されていた。中国当局は、海外在住の自治区出身者が帰国した後は出国させない方針を取っていた実態が露呈された。

新疆ウイグル自治区全域には世界で最も精巧とされる監視体制が敷かれ、強制収容所に300万の人々が拘束されている。組織的に拷問、虐待、性的暴力行為が行われ、宗教、文化、言語、伝統を排除した共産党の理念を徹底的に植えつけられている。中国政府による同自治区のテュルク系民族を標的とした弾圧は、中国国内にとどまらず、世界各国に及んでいる。

海外で暮らすウイグル人の中には、中国大使館から個人情報提供を求められ脅迫を受ける。中国の家族の安全を引き合いに出され、中国公安からスパイを強要されたケースもある。彼らは海外にいても身の危険を感じ、中国に帰国させられる不安を常に抱えている。

中国は直ちに強制収容所を解体し、拘禁されている人たちを解放し、ジェノサイドをやめるべきだ。

日本は国際社会と共に声を上げ行動し、ウイグル人をはじめとするテュルク系民族に対する卑劣極まりない中国の政策を全面的に停止させなければならない。国際法上の罪が疑われる当局者の責任を問うことを視野に入れて、国連は独立した専門家による調査の実施を決定し、早急に特別報告者を派遣しなければならない。

よって、那珂市議会は国会及び政府に対し、強制収容所、刑務所を閉鎖し、強制労働の即時撤廃、不当に拘束されている子供を含む全ての人を直ちに解放するよう中国政府に求めるとともに、この人権侵害を終わらせるために有効な手段を取るよう国連諸機関に働きかけることを要請する。

以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁へ意見書を提出していただきますようにお願いいたします。

請願事項。

1、国会及び政府は、強制収容所、刑務所の閉鎖、強制労働の即時撤廃、不当に拘束されている子供を含む全ての人を直ちに釈放するよう中国政府に強く求めること。

2、国会及び政府は、この人権侵害を終わらせるために有効な手段を取るよう国連諸機関に働きかけること。

請願書は以上となっております。次のファイル2のほうに意見書（案）をつけております。内容につきましては、請願書とほぼ同じ内容でございます。また、提出先についても意見書（案）の下部の部分に記載がございます。

以上でございます。

委員長 では、この件について、請願者であります中朝人権問題を糾す会茨城から金澤郁子様、梅田雅広様が出席されておりますので、内容について請願者のほうからご説明願います。

なお、説明については、簡潔に5分程度でお願いをいたします。

では、お願いいたします。

請願者 貴重なお時間をありがとうございます。

昨年12月、中国による人権侵害に対する意見書を那珂市議会で可決くださり、本当にありがとうございました。

今日は、中国に対し、ウイグルでの子供を含む収容者の即時解放と国連諸機関への働きかけを日本政府に求める意見書提出のお願いです。

今年5月、中国当局が職業技能教育訓練センターと呼ぶ強制収容所に関する内部資料が大量に流出しました。日米欧メディア連合が新疆公安ファイルとして公表したものです。当局の常軌を逸した手口が明らかとなりました。流出したのは中国共産党幹部の発言記録、管理マニュアル、内部写真、収容者に覆面や手錠をつけ注射したりする写真が含まれます。14歳から80歳代を含む2万人以上の収容者リストや顔写真数万件の内部資料です。これまでは専門機関による航空写真等による解析、ドイツ人研究者ゼンツ博士による流出資料の解析、中国の元警察官のCNNへの証言、海外在住のウイグル人の証言、収容所を脱出できた方々の命を懸けた証言などから国際社会は実態を把握してきました。今回の新疆公安ファイルは、これら全てを実証するものです。施設の中身が目に見える形で出てきたことがこれまでと決定的に違います。

在日ウイグル人のミヒライエリキンさんは、東京大学で博士号を取った方でした。父親を捜すため2019年帰国。収容され、翌年30歳で死亡しましたが、ファイルには彼女の名前もあり、中国名、住所、身分証の番号が記載されていました。中国に戻った場合は再出国させてはいけない指示も明記されていました。

今年8月16日に国連の小保方智也特別報告者が発表した報告書では、中国の新疆ウイグル自治区でウイグル人が農業や製造業の分野で強制労働に従事させられており、人道に対する罪としての奴隷制に相当すると指摘されています。

国連ウイグル報告についてです。

バチエレ国連人権高等弁務官は新疆ウイグル自治区を巡る報告書の公表について、40か国から反対の書簡を受け取っていました。バチエレ氏は、公表の是非は圧力に左右されないと強調。国連は、8月31日、新疆地区で深刻な人権侵害が見られるとして中国を非難する報告書を公表しました。調査担当者らは、人道に対する罪に相当する拷問が行われた信憑性の高い証拠を発見したと主張しています。

これまで欧州議会含む10の政府と議会がジェノサイド、集団大量虐殺と決議してきました。ロンドンで立ち上げられた民衆法定、ウイグル法定において、2021年12月、中国政府がウイグルに行っている行為はジェノサイドであると判断が下りました。今年5月には新疆ファイルという膨大な内部資料が流出、公表されました。8月には国連の小保方特別報告者により中国による強制労働は奴隷制に当たると指摘されました。8月31日

には、国連からウイグル報告書が公表され、強制収容所内で拷問が行われていると主張がありました。

請願事項です。

1つ、国会及び政府は、強制収容所、刑務所の閉鎖、強制労働の即時撤廃、不当に拘束されている子供を含む全ての解放を中国政府に強く求めること。

1つ、国会及び政府は、この人権侵害を終わらせるために有効な手段を取るよう国連諸機関へ働きかけること。

具体的には、国連人権理事会が公表されたウイグル報告書を踏まえ、中国政府によるウイグルを標的にした人道に対する罪について包括的な調査を開始し、責任者に責任を負わせることです。

日本政府が主権国家として国際社会で役割をしっかりと担うまで、地方議会から働きかけ続けてくださいますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、暫時休憩いたします。金澤様、梅田様はご退席をお願いいたします。

休憩（午後1時11分）

再開（午後1時13分）

委員長 再開をいたします。

これより各委員よりご意見を伺っていきたくと思います。

その前に、当議会としてのこれまでと動きというのを改めて確認させていただきます。

新疆ウイグル自治区の人権問題につきましては、昨年、那珂市議会として国に意見書を提出しております。また、今年3月の総務生活常任委員会においても、若干の内容の違いはございますが、同じ新疆ウイグル自治区の人権問題の請願につきまして趣旨採択しております。この点を含めまして、皆様からのご意見をいただきたいと思います。

では、順番をお願いをいたします。どなたか、先にとりう方、いらっしゃいますか。

(なし)

委員長 なければ、君嶋委員のほうからぐるっと回って、最後私という形をお願いいたします。

君嶋委員 先ほど説明も受けました。また、今委員長からも話がありましたように、那珂市議会でも昨年に意見書を提出、また3月の定例会でも協議をさせていただきながら、趣旨採択ということを決めさせていただきました。今回も、内容は若干違っておりますけれども、国に要望する意見書等についてはほぼ同じであるということも読み取らせていただきましたので、今回も私としては趣旨採択としたいと私は思います。

以上です。

木野委員 私も請願趣旨については大変理解はしております。君嶋委員からもありましたけれども、昨年12月にも提出していますし、3月の定例会においても、当委員会としても趣旨採択をしておりますので、私も今回も趣旨採択という方向でお願いしたいと思っております。

以上です。

關委員 前回は同様に説明をしていただきまして、十分に内容は理解をいたしました。同様に、趣旨採択にしたいなというふうに私も意見を持っていますが、那珂市議会としてはそうなんですけれども、ほかの議会の、近隣の議会の情報なんかちょっと知れたらいいのかというのを感じました。

以上です。

萩谷委員 先ほど君嶋委員、木野委員から話がありましたけれども、やはり最初意見書出して、趣旨採択ということでしたので、やはり気持ちは分かるし、大変ひどいことを中国はやっているんだと思っておりますけれども、趣旨採択でいいのかなと思っております。

以上です。

副委員長 この問題につきましては、私も大変心配しております。この問題に関してはパネル展も数回行かせていただいて、冊子で出ております私の身に起きたこととか、男性版と女性版の両方読ませていただきました。本当に趣旨は十分に理解できる場所でありまして、この問題に対しては本当に真剣にみんなで考えなくてはならない問題だと強く思うところでありますが、本市においてはもう既に国のほうにきちんとした、近隣の中では多分早かったと思うんですね。いち早くウイグルに関する意見書のほう提出しているという状況なので、今回もやはり、趣旨は十分に理解できるというところで、趣旨採択がいいのではないかと感じております。

委員長 ありがとうございます。

では、最後に私のほうから。

やはり、皆さんの意見を聞いておりますと、結論としては趣旨採択というところが妥当なのかなというふうに思うところでございます。

本日もお話を聞かせていただきました。皆さんの思うところは非常によく伝わってまいりますし、動くことで何とかこの問題を早く解決したいという気持ちも十分に伝わるものでございます。ただ、那珂市議会としても12月の時点で明確に意思を示しております。また、前回の申出に対しても趣旨採択ということで、その趣旨に対しては同意しますということで趣旨採択という選択をしておりますので、そのようなことから考えますと、私も今回、非常に思いは重く受け止めはしましたけれども、結論としては趣旨採択というものが妥当ではないかなというふうに思っているところでございます。

そのほかにご意見ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 なければ終結をさせていただきます。

これより、請願第2号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第2号を趣旨採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数と認め、請願第2号は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上で請願第2号の審議を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後1時18分)

再開 (午後1時21分)

委員長 では、再開いたします。

税務課と収納課が出席しております。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、歳入の所管部分について、一括して説明をお願いします。

税務課長 税務課長の小林です。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

収納課長 収納課長の秋山です。ほか2名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

税務課長 それでは、決算書の16、17ページをお願いいたします。

款、項、収入済額の順にご説明をいたします。

1 款市税、1 項市民税29億8,757万3,099円。収納率につきましては98.1%となっており、前年度と比較しますと0.3ポイントの増となっております。なお、市民税につきましては個人市民税と法人市民税の合計額となります。

2 項固定資産税34億4,141万9,228円。収納率は97.1%となっており、前年度と比較しますと0.9ポイントの増となっております。なお、固定資産税につきましては固定資産税と国有資産等所在市町村交付金及び納付金の合計額となっております。

3 項軽自動車税1 億9,158万7,761円。収納率は92.9%となっており、前年度と比較しますと0.6ポイントの増となっております。

4 項市たばこ税3 億8,685万4,804円。前年度と比較しますと3,188万2,314円の増となっております。

5 項都市計画税3 億852万1,729円。収納率は97%となっており、前年度と比較しますと0.9ポイントの増となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出の所管部分について、一括して説明をお願いいたします。

税務課長 決算書の98、99ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費5,996万4,013円。うち、税務課分としましては右側備考欄の上から3番目の丸印に記載をされております市税等過誤納還付金であり、支出済額2,019万4,941円となります。前年度と比較しますと449万1,184円の増でございます。主な過誤納還付金の内容としましては、法人市民税の確定申告による還付及び個人の市税の課税更正による還付などになります。

続きまして、2項徴税費、1目税務総務費1億8,171万6,193円。税務総務費につきましては、職員人件費、税務総務事務費、また総務課所管になりますが、固定資産評価審査委員会設置事業の3事業となります。税務総務費の不用額としましては675万4,807円となり、主なものとしましては職員人件費等の執行残額でございます。

続きまして、100ページから102ページになります。

2目賦課徴収費8,101万5,536円。賦課徴収費は、賦課事務費、徴収事務費、固定資産課税台帳整備事業の3事業となっております。決算主要施策調書につきましては、27ページをお願いいたします。固定資産課税台帳整備事業4,763万1,744円になります。主な事業内容は、課税台帳整備等に係る委託料となります。賦課徴収費の不用額としまして855万1,464円となり、主なものとしましては役務費、委託料、需用費の執行残額でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午後1時28分）

再開（午後1時29分）

委員長 それでは、再開いたします。

防災課が出席しております。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたし

ます。

所管部分の説明をお願いいたします。

防災課長 防災課の課長、石井です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、着座にて失礼します。

それでは、決算書の94ページをご覧ください。なお、決算主要施策調書におきましては31ページから34ページまでが防災課所管の事業となります。

それでは、款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

上段になります。

2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、支出済額251万9,486円でございます。不用額の主なものといたしましては、交通安全推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により交通安全キャンペーンや新入学児童交通安全のつどいが例年どおり実施できなかったため、需要費や使用料及び賃借料などに不用額が生じております。

続きまして、11目原子力対策費、支出済額181万757円でございます。不用額の主な理由といたしましては、原子力防災事務費において、新型コロナウイルス感染症の影響により当初予定していた避難訓練の内容を変更し、また規模を縮小したことから需要費や使用料及び賃借料などに不用額が生じております。

続きまして、98ページをご覧ください。

14目諸費のうち、防災課が所管するのは99ページの上から4つ目の丸になります。防犯事業になります。支出済額は576万7,667円でございます。この事業では、防犯カメラの設置と各自治会への防犯灯の設置及びLED更新の補助を行っております。

続きまして、110ページをご覧ください。中ほどになります。

7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費、支出済額14万8,837円でございます。

続きまして、188ページをご覧ください。下段になります。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、支出済額5,289万6,925円でございます。不用額の主なものといたしましては、避難所整備事業において、コロナ対応避難所資機材や備蓄品等の入札差金により需要費や備品購入費に不用額が生じております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 施策調書説明書の32ページなんですけれども、今回静駅に防犯カメラがついたということなんですけれども、水郡線、今那珂市9駅ですよね。一応全駅に付いたということですか、それともまだついていないということか。

防災課長 お答えいたします。

昨年、静駅のほうに1台つけさせていただきまして、本年度、南酒出駅と、あと中台の交差点ということでご説明させていただいたと思うんですが、この南酒出駅で駅のほうは全部終了という形になります。

以上でございます。

委員長 そのほかございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午後1時35分）

再開（午後1時36分）

委員長 再開いたします。

市民協働課が出席しました。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いします。

市民協働課長 市民協働課長の秋山です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

決算書の84ページをお開き願います。また、決算主要施策調書におきましては35ページから39ページが市民協働課所管の事業となっております。

それでは、決算書84ページから、款、項、目、支出済額の順にご説明させていただきます。

中段になります。

2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費、支出済額4億3,655万9,774円になります。不用額の主なものですが、コミュニティセンター等の施設を新型コロナウイルス感染症の影響により休館したため、需要費においては光熱水費、委託料においては夜間管理委託料が不用額となっております。また、役務費においても新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できず、郵送料などに不用額が生じております。工事請負費の残金につきましては、総合センターらぼーの空調熱源施設改修工事の入札差金になります。次に、事業費の大きな事業といたしまして、93ページをお開き願います。上段の四中学区コミュニティセンター整備事業になります。事業内容は、土地購入と実施設計の委託料になります。

続きまして、92ページをご覧ください。下から2番目の段になります。

2款総務費、1項総務管理費、8目男女共同参画推進費、支出済額31万1,619円でございます。

います。

次に、同じ92ページの下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、9目国際市民交流費、支出済額130万円になります。不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国際交流協会での事業が実施できず、補助及び交付金に残金が生じたものになります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。いかがでしょうか。ございませんか。よろしいですかね。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時40分）

再開（午後1時40分）

委員長 再開いたします。

市民課が出席しております。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いします。

市民課長 市民課長の関です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、決算書103ページをお開きください。なお、決算主要施策調書につきましては40ページから43ページまでが市民課所管となっております。

款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費1億2,728万9,080円。このうち市民課が所管する事業でございますが、戸籍住民基本台帳事務費、個人番号カード交付等事業、証明書コンビニ交付事業の3事業で3,674万6,631円になります。不用額の主なものでございますが、個人番号カード交付事業211万5,400円です。理由としましては、個人番号カード関連事務に係る交付金、こちらを地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと言われるところがございますが、そこに交付しております。この交付金の算定につきましては、全国市町村の住基台帳人口の比率で案分することとなっているため、不用額が生じたものでございます。

105ページをご覧ください。

2目一般旅券発給費5万848円。

続きまして、145ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費1億2,673万4,432円。このうち市民課

が所管する事業でございますが、147ページをご覧ください。下段から2つ目でございます。聖苑管理事業、この1つの事業でございます。4,832万1,552円でございます。那珂聖苑につきましては、平成30年度から令和4年までの5年間、指定管理者を指定しまして運営管理を行っているものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

君嶋委員 105ページの旅券事務費。今コロナ禍で、これ多分パスポート発行か何かだと思うんですけども、利用者って増えていますか。それとも、やはり新型コロナウイルス感染症関係で下がっているのかなと思うんですけども、その辺の状況を教えてください。

市民課長 旅券、パスポートの状況でございます。平成30年度が1,236件、令和元年度が1,084件、令和2年度になりますと109件、昨年、令和3年度が84件でございます。

以上です。

君嶋委員 だんだん、やはりこういう新型コロナウイルス感染症関係で少なくなっているのかなと思うんですけども、この事業ってこれからも続ける方向性なんですかね。やはり、これだけ少なく、84件、年間になると少し考えなきゃならないのかなというのもあるんですけども、その辺、お伺いします。

市民課長 この事業につきましては、平成21年6月に権限移譲、県からあったものでございます。現在はコロナ禍で交付している分は少ないと思いますが、今後新型コロナウイルス感染症の状況が改善されると思いますので、引き続きこの事業は継続していくものだと考えております。

以上です。

君嶋委員 継続するという中でいくと、コロナ禍が落ち着けば少しでも利用していただけるよう、いろんな方面からPRも兼ねて実施していただければと思います。

以上です。

委員長 そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時47分）

再開（午後1時48分）

委員長 再開いたします。

環境課が出席しております。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたし

ます。

まず、一般会計の所管部分について説明をお願いします。

環境課長 環境課長の綿引です。ほか1名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の144ページをお開き願います。なお、決算主要施策調書につきましては45ページと46ページが環境課の所管事業となります。

決算書をご覧ください。

決算書の款、項、目、支出済の順にご説明いたします。

144ページ、下段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費1億2,673万4,432円。このうち環境課が所管する事業につきましては、145ページ、備考欄の一番下の丸印でございます。環境審議会事業。ページめくっていただきまして、147ページでございます。備考欄の一番上の丸印から、衛生害虫等対策事業、狂犬病予防事業、環境保全対策事業、環境活動啓発事業。次の浄化槽設置補助事業7,358万3,610円でございますが、こちらにつきましては下水道課の所管事業でございます。また、次の聖苑管理事業4,832万1,552円でございますが、こちらにつきましては市民課の所管事業でございます。環境課所管事業に戻りまして、一番下の丸印でございます。墓地埋葬等取扱事務。ページめくっていただきまして、149ページでございます。備考欄の一番上の丸印、環境活動啓発事業、以上6事業が環境課の所管事業でございます。環境課所管事業合計といたしましては、支出済額1億2,673万4,432円のうち482万9,270円でございます。昨年度に比べまして220万円ほど増額となっておりますが、主なものは環境活動啓発事業における環境基本計画を策定するに当たっての業務の委託料でございます。また、不用額666万8,568円のうち環境課が該当する額は154万4,730円でございます。主に新型コロナウイルス感染症対策のため、会議等が書面での審議となりましたり、参加予定の会議等が開催中止となったことなどによるものでございます。

続きまして、148ページをお願いいたします。中段になります。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費5億975万3,331円。不用額は148万2,669円でございます。主にゴミ啓発等推進事業で、新型コロナウイルス感染症対策のため一斉清掃が1回のみの実施となったことなどによるものでございます。決算主要施策調書につきましては、45ページでございます。

続きまして、決算書の148ページ、下段になります。

4款衛生費、2項清掃費、2目一般廃棄物処理費1億1,824万2,415円。昨年度に比べまして約1,300万円ほど増額となっておりますが、主なものは、家庭系可燃ごみ収集事業の委託契約が令和3年度から4年間の新規契約となり増額となったものでございます。決算主要施策調書につきましては、46ページでございます。不用額215万1,585円のうち、主なものは不法投棄廃棄物撤去事業の委託料の残額でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 一番最後の不法投棄撤去事業。これは何件ぐらい処理していますか。

環境課長 お答えします。

141件です。

副委員長 これはその都度委託して持って行ってもらったり、市役所の回収する、市役所にある専属の方々がやられているんですかね、これ。

環境課長 環境センターに持ち込むものに関しましては環境課の職員が運んでおりますが、環境センターに入れられない産業廃棄物等に関しましては業者委託しまして、そちらで処分させていただいています。

副委員長 最後に。どんなものが多いですか。

環境課長 産業廃棄物のほうですか。タイヤとかバッテリーとか、あとは車のバンパーとか、そういったものがございます。

君嶋委員 ちょっと教えていただきたいのが、今防災無線でよく猿が出没ということで流れますけれども、これ1頭なのか2頭なのか3頭なのか分かりませんが、この被害というのは、状況はどういうふうになっていますか。そういうのは一切ないでしょうか。

環境課長 被害につきましては、今のところ伺っておりません。

君嶋委員 猿はないということで。最近、これからスズメバチと、あとハクビシンが何か県南のほうから県北のほうへハクビシンなんか大分移動してきているという話で、家の中に巣をつくってしまうとか、そういう場合に、これ駆除としては市のほうの環境課にお願いすればいいのか、それとも専門の業者に直接、その辺についてはどのように対応すればいいのか、お願ひいたします。

環境課長 まず環境課のほうにご連絡いただければと思います。現地を確認しまして、スズメバチかどうかまず確認します。あとはご自宅とか建物の場合、中で外壁を壊すなどしてしか取れないという場合には、こちらで壊せませんので、業者さんお願ひして委託していただくという形になっております。

君嶋委員 ハクビシンも同じでよろしいですか。ハクビシンは、何か天井裏に大分住みついてしまうと大変だという話を聞くんですけども、そういう被害というのはまだないでしょうか。

環境課長 ハクビシンに関しましては、市では対応しておりません。専門業者を依頼する形です。

君嶋委員 専門業者ですよね。そこへお願ひするとなるといろんな、新聞等でも出てきているのが、今業者さんの不当な請求とか、そういうのもあるということなんで、確かにそれ

の金額なのか、それとも大分上乘せになっているか、それは分からないですけれども、そういう被害が出てきているというのも今新聞記事等でも見かけるときあるんで、そういう場合には注意していただけるような話もちよっとしていただければと思います。了解です。

委員長 ほかによろしいでしょうか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、令和3年度那珂市公園墓地事業特別会計決算について、まず歳入についてご説明をお願いします。

環境課長 それでは、決算書の296ページをお開き願います。

歳入の部でございます。款、項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料425万円。同じく、2 項手数料6,600円。

2 款管理料、1 項管理料486万5,940円。収入未済額9万5,040円につきましては、15名分の墓地管理料でございます。未納の方には、引き続き電話や訪問により納付していただけるよう連絡をしております。

続きまして、3 款繰入金、1 項繰入金ゼロ円。

4 款繰越金、1 項繰越金303万1,247円。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について説明をお願いします。

環境課長 それでは、決算書の298ページをお開き願います。

歳出の部でございます。

なお、決算主要施策調書につきましては165ページが環境課の所管事業になります。

決算書をご覧ください。298ページでございます。

款、項、目、支出済の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費359万1,601円。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金530万円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円。

総支出済額は889万1,601円でございます。不用額410万8,399円のうち、主なものは公園墓地管理事業の需要費、修繕料の残額でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午後2時01分）

再開（午後2時02分）

委員長 再開いたします。

会計課が出席しております。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いします。

会計課長 会計課長の茅根です。ほか1名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

決算書の74ページをお願いいたします。

款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、支出済額385万8,550円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。執行部の入替えをお願いします。

休憩（午後2時03分）

再開（午後2時05分）

委員長 再開いたします。

これより、議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についての討論及び採決を行います。

まず討論を行います。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第47号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の皆様はご退席ください。お疲れさまでした。再開を2時15分といたします。

休憩(午後2時05分)

再開(午後2時15分)

委員長 再開します。

その他になりますが、初めに茨城県市議会議長会令和4年度第1回研修会につきまして、開催案内が届いております。

事務局から説明をお願いいたします。

次長補佐 今通知のほう出しました。茨城県市議会議長会から、今年度、令和4年度第1回の議員研修会の開催ということで先日お知らせがありました。ちょっと全員協議会のときに間に合わなかったものですから、ここで改めてご紹介させていただきます。

開催日時が、令和4年11月21日から11月22日、1泊になります。場所は筑西市で行われる予定でございます。午後2時からということで、講師は、前回我々のところでもお話をいただきました吉田勉先生が務められるということで、題名が「議会の権限行使と行政関与の在り方」ということで予定しております。その後、4時半から意見交換会ということでございます。11月22日は視察ということで、ザ・ヒロサワ・シティ、筑西市内の視察で終了という予定でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上の説明がありました。総務生活常任委員会からも1名選出することとなります。どなたかご参加いただけます方いらっしゃいませんか。ありがとうございます。

では、総務生活常任委員会からは木野委員に参加をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「お願いします」と呼ぶ声あり)

委員長 では、木野委員に参加をお願いいたします。

次に、調査事項についてです。

先月、太陽光発電設置に関する県のガイドラインにつきまして、県の環境政策課の方からご説明をいただいたところです。事務局で当日の要点や質疑などをまとめてもらったものを本日資料として添付しております。今画面上資料が届いているかと思いますが、それぞれご確認をいただきまして、各委員からのご意見、ご感想をそれぞれお伺いしたいと思っております。よろしいですか。

では、各委員からそれぞれご意見、ご感想いただきたいんですが、請願のときに君嶋委

員のほうからお願いしましたので、次は萩谷委員のほうから、今度は逆の回りでお聞きしていききたいと思いますので、お願いいたします。

そうか、萩谷委員いなかったんですね。では、ちょっとこれ見ていただきまして、ほかの委員から聞きますので、見ていただいて、何か最後にご意見なりをまたお願いしたいと思います。

關委員 茨城県は全国で1位だというんですけれども、実際県全体の電力量ってどのぐらい発生しているのかというのがまず分かんないですよ。データ見れば、どこか見れば分かるんでしょうけれども。それと、これもどんどん進んでくるんだらうと思いますけれども、片や一方で、こういうエネルギー問題は、今日も新聞に載っていましたが、どうも国は原発の再稼働ありきみたいな方向で、新しい形の原発という記事が今日も載っていましたが、その辺のところでは方向性をどういう方向性で位置づけるのかというのが、これから各市町村ともに重要な役割になってくると思うんですけれども、まずは単体の位置、行政のほうはこのものに対してやはり条例をつくってある程度規制をかけるといことと並行して進んでいくんだらうと思うんです。その辺のところも、那珂市としても同じような形で、早く条例をつくるべく研究を重ねていくべきかなというふうに感じております。

委員長 ありがとうございます。

木野委員 前回、県の職員の方が来ていただいて勉強させていただいて、ある程度貴重な話が聞けたのでよかったと思っております。ただ、茨城県内ではやはり17の自治体が条例をやっているんだけど、最終的には拘束的なことができる条例ではないというのが現状なのかなと。那珂市においても、拘束力を持ってやるとなるといろんなことを調べなくちゃならないと思うんです。そういうのを考えると、条例をつくるにしても近隣の状況等鑑みながらやるしかないのかなと。ただ、まだ1回しか勉強会やっていないので、できれば今度はまたほかのところに行って、視察みたいな感じで説明を受けるのもいいんじゃないかなと私は思っています。そういったことを考えると、もう少し勉強させていただきたいので、よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

君嶋委員 県の担当課から話を聞いて、いろいろ勉強になったこともあるし、まだまだ那珂市において調査をしなければならぬ課題もたくさんあるということも分かりましたので、今後、やはり条例を作成するについても、今那珂市なんかでも太陽光パネル等が森林などの伐採等について、そこに太陽光の開発なども見られるので、農政課などの話を聞くなり、いろんな担当課にもちょっと一度話を聞いて、那珂市においてのいろんな課題、問題点なども調べながら、再度調査をしていってもよろしいんじゃないかなと思います。それに合わせた那珂市の独自の条例なども作成できればなと私は思いますので、ままだ

だ調査をしていただければと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

副委員長 県の状況は伺いました。県はガイドラインで進めているということで、本市の状況を聞いた上で、どんなトラブルとかどんな問題点があるのか、そしてその必要性というものを判断できれば、条例制定に向けてさらに動かなければならないなと思います。また、さっき木野委員からありましたように、条例をつくった近隣の自治体でも、その条例によって果たしてそれができたことできちんとした規制がかけられたのかというのを検証して併せて見ていかなければならないなと思うので、やはりまだ勉強会1回程度なので、数回重ねていかなければならないなと思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

萩谷委員 私、実はこの前熱が出たということで欠席しちゃって県のほうの担当の話聞いていないんですけども、ただ、うちの近所で、最近なんですけれども、太陽光発電を設置したいという業者が出たらしくて、周りの人たちは大分反対というか、ある程度設置したんですけども、そのところが近所にもあるんですけれども、これはそれ別としてもう設置しているんですけれども、草ぼうぼうで危ないとか何とかいろいろ言っている、私の町内であるんですよ。それが、またその近くのところに設置したいという業者が出たらしいんですけれども、大分周りの人は規制がなくて心配だと、いろんなことで結構心配している人が多くて、やはり何かそういう条例といっても、さっき木野委員と君嶋委員からも出ましたけれども、強制力というかある程度、弱いからやはりなかなか難しいのかなと思うんですけれども、何かもう一回、先ほど出たように、いろいろ勉強してから、皆さんの考え、いろいろ心配点もあるでしょうから、そういうの取り入れてやるような条例ができれば一番指導していきやすいのかなと思うんですけれども、もう少し、まだまだいろいろ調査していく必要はあるのかなとは思っていますよね。私自身がまだまだ勉強不足だと思うんですけれども、ただ近所でそういう事例があるということなので、現実的に。心配だと思っている方がいっぱいいます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。皆さん、個別にいろいろなご意見をお持ちだとは思いますが、総括しますと、まずは市の現状のトラブル状況なんかについてしっかりと把握をしていくというのが次に必要なことかなというふうには思うところでございます。

私もこの間聞いておりました、県内17市町村でということなんですけど、県が定めれば各市町村が定める必要はありませんので、44市町村中17市町村が必要としているということは、もう少し県のほうにもしっかりと対応が必要なんじゃないかなというふうにも感じたところですが、あの状況であれば県のほうはつukらないという方向だ

と思いますので、そうなればやはり市のほうでということを考えなければいけないのかなというふうに思います。ただ、ここで難しいのは、やはり条例をつくって罰則設けたりとかということになると、一定の個人の権限というものを制限することになりますので、市のほうが抱える訴訟のリスクであったりとか、そういったところもしっかりと我々は認識をしておかないと、ただつくればいいやということにはならないと思いますので、その辺りも含めて今後市のほうからも聞き取りをしていき、そしてその先はやはり先進的なところとか似たようなところを視察して、その自治体の状況であったり、制定後のどんなトラブルがあったとか、制定後トラブルがないのかとか、そんなところもしっかりと確認をしていく必要があるんだろうなというふうには思うところでございます。

では、皆様の意見を基に今後の部分をちょっと話し合っていきたいんですが、次の段階としましては、皆さん統一の意見としては、やはり市のほうから現状に関する状況であったりとか、そういったものをお聞きして、那珂市内で何が問題になっているんだというところ、それが条例でどのように解決ができるかというところを聞き取り調査しながら、当委員会でも勉強していく必要があるだろうというふうに思っております。その先、視察等考えていく必要があると思いますが、まずは、次の段階としては市のほうの執行部から聞き取りということをしていきたいと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。問題ないですかね。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 では、基本は担当課の環境課から説明をいただくということになるかと思います。時期、それからどのようなことを説明していただくかと、明確にある程度指示をしておいたほうがいいと思います。当日その場で質問事項は出てくるとは思いますが、ある程度こういったことを説明してほしいといったことを明確にしておいたほうがよろしいと思いますが、その辺りで皆さん、時期と質問事項について、何を説明してもらおうかについて、ご意見あればお願いいたします。

私のほうから1つ提案させていただければ、時期は10月の中旬ぐらいということで、いろんな関係課のほうの事情もあると思いますので10月中で、10月中旬から下旬ぐらいの幅を持たせて打診することでどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

（なし）

委員長 よろしいですかね。では、時期はそのようにいたします。

それから、説明していただく説明事項について、皆さんのほうで何かございましたらお願いいたします。1つ明確なのは、那珂市におけるトラブルの状況。例えば森林に関するものであれば、環境課ではなくて、これは、先ほど誰か出ましたけれども、農政課を市のほうで呼んできていただいて、現状のトラブルがこういうものがあって、それに今どう対応しているか、状況と対応についてお聞かせしていただくのが一番かなと。さら

に言えば、何が今対応の中で足りないのか。例えば条例がこうあればもっとやりやすいんだとかあれば、そういったところも聞いていけばいいのかなと思いますし、セットバックなんていう問題もありますから、セットバックになると土木課のかなというふうに思いますけれども、その辺、環境課のほうにどのようなトラブルの状況があるのかをまとめていただいて、それについて我々が質問したときにある程度回答いただけるような、説明と状況があればいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

木野委員 設置している場所の現状をちょっと教えていただければいいのかなという。多分掌握していないところがあると思うんです。結構小さいところもありますので、その辺も踏まえて、ちょっと前もって調べていただければと思います。

委員長 市内の状況というか、現状の発電している、稼働しているところの場所とか規模とか、そういったものをある程度把握していればということですよ。

(複数の発言あり)

委員長 現状で市のほうに相談があるような、今後の需要についても、今こういったところがこういう形で進んでいますよというのを併せて報告していただくということによろしいですかね。

そのほかに何か。せっかく来ていただいて説明していただきますので、いい機会です。もちろん説明を聞いていく中で質問は出てくると思うんですが、ある程度資料として準備していただくというか、そういったものもあると。先ほど言われたような今後の状況とかこれまで状況というのは伝えておいたほうがいいかなと思います。

關委員 アフターフィットが一番那珂市では大きいんですかね、エリア的には。

委員長 これは、そうだとは思いますが。

關委員 いろんな問題点、県の方も言っていましたけれども、丁寧な、地権者に対する丁寧な説明をその都度というような話を再三言っていましたけれども、どこの時点でどういう問題が発生するのか。というのは、業者側に立って申請の手続の手順、それに合わせていろいろ考え、その場面場面で考えられると思うんですよ。ただ、土地が売れないとか、イノシシ被害があるとか、我々素人ではその辺ぐらいしかない。あとは排水の問題とか。どの時点で、手続のどの時点でどういう問題が発生するのかってある程度パターン化できると思うんですよ。そういう手順的なものも知っておきたいと思うんですけども。

委員長 そうしますと、太陽光パネルが設置されるまでに業者さんがどう市とのやり取りをしていくか、その手順を一度説明いただいて、こういう、例えば最初に相談があつてとか、ここで住民説明会があつて、ちょっとキロを多分超える超えないでも違うと思うんですが。

關委員 我々地元にもアフターフィットの場合は説明会聞いたよとかいう話は聞いたんですけども、いつ、どのぐらいの方を対象にやったのかとか、全然情報がないんですよ。

ね。地元の人に聞けば分かると思うんですけども、この前やったとか、そのぐらいしか分からないんですよ。

委員長 分かりました。その辺も、例えばこういう説明会が必要だと。多分今、もしかすると条例化されていないんで義務的にはなっていないで、行政からのお願いという形でという形なのかもしれないので、その辺も含めてちょっとどういう手続で今どういう状況なのか。何がやらなきゃいけないことで、ここはお願いの部分だよというようにところも含めて説明していただくということよろしいですか。

關委員 はい。

副委員長 あと、廃棄における問題点ってないのかなというは聞きたいなと思っていて、この間も10年後に内部積立てで始められるとか。内部積立てで本当にいいのかなとか、あれだけ大きな規模の会社がとか、個人でやっているのか、自分でやっているのか業者がやっているのかで大きく変わってくると思うんですよ。本当にそれで廃棄がちゃんと実現できるのかどうかなんていうのも多分最終的には調べないと条例化もできないのかななんていうのも思っております。

委員長 廃棄に関する、その辺りの状況。先ほどの内部留保の積立てみたいなものについても現状がどうなっているか、そこにどんな問題点があるのか。問題点はもしかするとその説明を聞いてこちらが指摘することかもしれないですけども、いずれにしても、その辺りをもう少し詳しく状況を知りたいということですかね。

今、私この間見た太陽光パネルに、これまだ総務省がオーケー出していないですけども、課税するところがあるんですよ、市独自で。あれ、どこだったっけかな。今、岡山県の美作市で太陽光パネル税というのを目指しているんですよ。こういったのもあるんです。例えば市のほうに税金を取って、そういった何らかの対策を打つための費用にするということもありまして、これまだ総務省がオーケー出していないんで審議中だとは思いますが、こういった動きもありますんで、これについては逆にこういった提示、情報を提供して一緒に勉強するという形になるんだとは思いますが、非常に面白い考え方だなと思いますし。そういったところもあるよということちょっと頭に入れておいていただくと。

(複数の発言あり)

君嶋委員 今いろんな意見が出たと思うんですけども、その中でまた意見交換したらまた次の意見も出てくると思うんで、次回で結果を出すわけじゃなくて、ちょっと長期的にいろいろ調査していったほうがいいと思うんですよ。その中で、視察等も入れて、先進地を見に行くとか、話を聞くとか、そういうのも必要かと思うんで、まず先ほどの意見を担当課といろいろ意見交換して情報取ればなと思います。よろしくお願いします。

委員長 ありがとうございます。そうですね、なかなかこれ急いでということにはならないと思いますので、しっかりと進めていって、まず今回は聞いて、またやはりいろんな意見

委員の皆さんからいただいて、その次、一応視察というふうには考えてはおりますけれども、その辺りも柔軟に対応していければと思いますし、最終的に条例をつくるかどうかも含めて、これから先の勉強次第かなというふうに思っていますので、取りあえずは次の日程まで決まればよろしいですかね。

では、環境課のほうに今話した内容を事務局のほうから伝えていただきまして、日程の調整をしていただいて、後日ご連絡をいただければと思いますので、日程調整と先ほどの説明事項をお伝えください。よろしく願いいたします。

その他、皆さんのほうから何かございますでしょうか。よろしいですかね。

(なし)

委員長 本日の議題は全部終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会（午後2時39分）

令和4年11月30日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 富山 豪